

大阪広域水道企業団会計規程及び大阪広域水道企業団契約規程の一部を改正する規程を公布する。

令和6年4月30日

大阪広域水道企業団  
企業長 永藤 英機

大阪広域水道企業団管理規程第25号

大阪広域水道企業団会計規程及び大阪広域水道企業団契約  
規程の一部を改正する規程

(大阪広域水道企業団会計規程の一部改正)

第1条 大阪広域水道企業団会計規程(平成23年大阪広域水道企業団管理規程第27号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| <p>(公金の徴収等の委託に係る証明書の交付)</p> <p>第18条 企業長は、<u>地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「地企法」という。)</u>第33条の2において準用する<u>地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。)</u>第243条の2第1項の規定による公金の徴収又は収納の事務の委託をしたときは、<u>当該委託を受けた者(以下「指定公金事務取扱者」という。)</u>に対し証明書を交付する。</p> | <p>(公金の徴収等の委託に係る証明書の交付)</p> <p>第18条 企業長は、<u>地企令第26条の4</u>の規定による公金の徴収又は収納の事務の委託をしたときは、<u>受託者(以下「公金徴収事務等受託者」という。)</u>に対し証明書を交付する。</p>                                 |
| <p>(納付の方法)</p> <p>第23条 納入通知書を受けた者又は納付書により納付しようとする者は、これに現金を添えて納付しなければならない。ただし、<u>指定公金事務取扱者</u>又は指定納付受託者に納付させる場合はこの限りではない。</p>  | <p>(納付の方法)</p> <p>第23条 納入通知書を受けた者又は納付書により納付しようとする者は、これに現金を添えて納付しなければならない。ただし、<u>公金徴収事務等受託者</u>又は指定納付受託者に納付させる場合はこの限りではない。</p>                                       |
| <p>(金銭出納員等の直接収納)</p> <p>第31条 金銭出納員、分任金銭出納員、現金取扱員、出納取扱金融機関等又は<u>指定公金事務取扱者</u>は、収入の納付を受けた場合は、領収印を押印して領収を証する書面(以下「領収書等」という。)を当該納入義務者に交付しなければならない。ただし、口座振替の方法又は指定納</p>  | <p>(金銭出納員等の直接収納)</p> <p>第31条 金銭出納員、分任金銭出納員、現金取扱員、出納取扱金融機関等又は<u>公金徴収事務等受託者</u>は、収入の納付を受けた場合は、領収印を押印して領収を証する書面(以下「領収書等」という。)を当該納入義務者に交付しなければならない。ただし、口座振替の方法又は指定納</p> |

付受託者による納付があった場合は、領収書等を発行しないことができる。

- 2 金銭出納員、分任金銭出納員、現金取扱員、出納取扱金融機関等又は指定公金事務取扱者が証券を受領したときは、領収書等の余白に証券の金額及び「証券受領」を付記しなければならない。

(収納金の取扱い)

第32条 現金取扱員は、現金を収納した場合は、当該現金をその内訳を示す書類を添えて即日又はその翌日に分任金銭出納員に引き継がなければならない。第19条ただし書の規定により、収納した現金を分任金銭出納員に引き継ぐよう定められた指定公金事務取扱者についても同様とする。

2～4 (略)

(支出事務の委託)

第42条 地企法第33条の2において準用する自治法第243条の2の6第2項の規定により、必要な資金を交付して、指定公金事務取扱者に支出の事務を委託するときは、前3条の規定を準用する。

(支払方法)

第50条 (略)

(1) (略)

(2) 企業団内払(地企令第21条の11第1項ただし書の規定により、出納取扱金融機関をして現金で支払をさせること(以下「団内払」という。))をいう。

(3) (略)

(証券の受領拒絶)

第65条の2 金銭出納員、分任金銭出納員、現金取扱員、出納取扱金融機関等及び指定公金事務取扱者は、納入義務者が収入の納付に用いた証券の支払が確実でないと認める場合は、その受領を拒絶し

付受託者による納付があった場合は、領収書等を発行しないことができる。

- 2 金銭出納員、分任金銭出納員、現金取扱員、出納取扱金融機関等又は公金徴収事務等受託者が証券を受領したときは、領収書等の余白に証券の金額及び「証券受領」を付記しなければならない。

(収納金の取扱い)

第32条 現金取扱員は、現金を収納した場合は、当該現金をその内訳を示す書類を添えて即日又はその翌日に分任金銭出納員に引き継がなければならない。第19条ただし書の規定により、収納した現金を分任金銭出納員に引き継ぐよう定められた公金徴収事務等受託者についても同様とする。

2～4 (略)

(支出事務の委託)

第42条 地企令第21条の11第1項の規定により、必要な資金を交付して、私人に支出の事務を委託するときは、前3条の規定を準用する。

(支払方法)

第50条 (略)

(1) (略)

(2) 企業団内払(地企令第21条の12第1項ただし書の規定により、出納取扱金融機関をして現金で支払をさせること(以下「団内払」という。))をいう。

(3) (略)

(証券の受領拒絶)

第65条の2 金銭出納員、分任金銭出納員、現金取扱員、出納取扱金融機関等及び公金徴収事務等受託者は、納入義務者が収入の納付に用いた証券の支払が確実でないと認める場合は、その受領を拒絶

|  |   |
|--|---|
| <p>なければならない。</p> <p>(証券の支払拒絶の場合の収入取消等)</p> <p>第66条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第1項又は前項において準用する第1項の規定にかかわらず、金銭出納員、分任金銭出納員、現金取扱員又は<u>指定公金事務取扱者</u>が収納した証券の支払の拒絶があったときは、出納取扱金融機関は、第2項又は前項において準用する第1項の規定による報告の際に、当該証券を金銭出納員に返付しなければならない。</p> <p>5・6 (略)</p> <p>(決算の総括)</p> <p>第138条 経営管理部長は、決算に関する事務を総括し、翌事業年度の5月末日までに<u>地企法</u>第30条第1項の決算に関する書類(以下「決算書」という。)を作成し、企業長に報告しなければならない。なお、キャッシュ・フロー計算書の作成は、予定キャッシュ・フロー計算書作成と同じ方法によるものとする。</p> | <p>しなければならない。</p> <p>(証券の支払拒絶の場合の収入取消等)</p> <p>第66条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第1項又は前項において準用する第1項の規定にかかわらず、金銭出納員、分任金銭出納員、現金取扱員又は<u>公金徴収事務等受託者</u>が収納した証券の支払の拒絶があったときは、出納取扱金融機関は、第2項又は前項において準用する第1項の規定による報告の際に、当該証券を金銭出納員に返付しなければならない。</p> <p>5・6 (略)</p> <p>(決算の総括)</p> <p>第138条 経営管理部長は、決算に関する事務を総括し、翌事業年度の5月末日までに<u>地方公営企業法</u>(昭和27年法律第292号。以下「<u>地企法</u>」という。)第30条第1項の決算に関する書類(以下「決算書」という。)を作成し、企業長に報告しなければならない。なお、キャッシュ・フロー計算書の作成は、予定キャッシュ・フロー計算書作成と同じ方法によるものとする。</p> |
|--|---|

(大阪広域水道企業団契約規程の一部改正)

第2条 大阪広域水道企業団契約規程(平成31年大阪広域水道企業団管理規程第19号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| <p>(随意契約の限度額)</p> <p>第11条 地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号。以下「<u>地企令</u>」という。)第21条の13第1項第1号の管理規程で定める額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> | <p>(随意契約の限度額)</p> <p>第11条 地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号。以下「<u>地企令</u>」という。)第21条の14第1項第1号の管理規程で定める額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> |

(随意契約の手続)

第12条 地企令第21条の13第1項第3号及び第4号の管理規程で定める手続は、次に掲げる手続とする。

(1) 毎年度の当初に、当該年度の地企令第21条の13第3号又は第4号の規定により随意契約により締結する契約に係る物品又は役務の提供の業務の発注の見通しを、別に定めるところにより公表すること。

(2)・(3) (略)

(契約保証金)

第28条 地企令第21条の14の管理規程で定める契約保証金の率は、契約金額の100分の5以上とする。ただし、建設業法の適用を受ける工事の契約に係る契約保証金の率は、100分の10以上とする。

(契約履行の確保)

第34条 (略)

2 指定された職員は、前項の検査をしたときは直ちに検査調書を作成しなければならない。ただし、自治令第167条の15第3項に該当する場合又は当該検査に係る契約の契約金額が1件150万円以下であるとき若しくは当該契約が企業長が別に定めるものに該当するときは、納品書、工事の完成通知書又は請求書等にその旨を記載の上署名してこれに代えることができる。

3 (略)

(随意契約の手続)

第12条 地企令第21条の14第1項第3号及び第4号の管理規程で定める手続は、次に掲げる手続とする。

(1) 毎年度の当初に、当該年度の地企令第21条の14第3号又は第4号の規定により随意契約により締結する契約に係る物品又は役務の提供の業務の発注の見通しを、別に定めるところにより公表すること。

(2)・(3) (略)

(契約保証金)

第28条 地企令第21条の15の管理規程で定める契約保証金の率は、契約金額の100分の5以上とする。ただし、建設業法の適用を受ける工事の契約に係る契約保証金の率は、100分の10以上とする。

(契約履行の確保)

第34条 (略)

2 指定された職員は、前項の検査をしたときは直ちに検査調書を作成しなければならない。ただし、自治令第167条の15第3項に該当する場合又は当該検査に係る契約の契約金額が1件150万円以下であるとき若しくは当該契約が企業長が別に定めるものに該当するときは、納品書、工事の完成通知書又は請求書等にその旨を記載の上記名押印してこれに代えることができる。

3 (略)

附 則

この規程は、令和6年5月1日から施行する。